

# 全日本小学生バンドフェスティバル実施規定

平成12年3月17日

改定 平成13年7月11日 平成18年7月5日 平成18年11月17日 平成25年3月19日 平成26年3月20日

平成27年3月20日 平成30年11月16日

## (総 則)

**第1条** 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年11月に実施する。

**第2条** 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

**第3条** 出演順序は理事会で決定する。

**第4条** 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

## (実施方法)

**第5条** 前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

## (参加規定)

**第6条** 参加人員は任意とする。

**第7条** 参加資格は同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

**第8条** 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

## (演奏・演技)

**第9条** 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

**第10条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。

2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

**第11条** 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

**第12条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。  
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

**第13条** 出演時間は7分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

**第14条** 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

**第15条** 演奏形態は任意とする。

**第16条** 服装等は任意とする。

#### (審査・表彰)

**第17条** 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。

- 2 審査方法は本大会審査内規による。

**第18条** 表彰は、前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

#### (支部代表)

**第19条** 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。

- 2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

#### (その他)

**第20条** 本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

**第21条** 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

**第22条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

**第23条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。

# 全日本小学生バンドフェスティバル審査内規

平成19年7月9日

改定 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日

**第1条** この内規は、本大会実施規定第16条・17条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

**第2条** 審査員は、前半の部・後半の部ごとに、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

**第3条** 審査員は、前半の部・後半の部ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

**第4条** 賞の基準は次のとおりとする。

① 審査員の過半数がA評価・・・金賞

② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞

③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

**第5条** 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

**第6条** この内規は、理事会の決議により改定することができる。